

1 政府の動向

- ◎ 令和2年10月に菅総理が宣言した「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、新たな制度の創設及び規制の見直しが進められている。

① 地球温暖化対策推進法の一部改正 ※令和3年5月26日成立

地域の再エネ導入を促進する事業を推進するため、**市町村が促進区域を設定し、事業計画を認定できる制度**を創設

（施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日）

② 環境影響評価の規模要件の見直し ※今後、関係政令を改正

風力発電に係る環境影響評価の規模要件を引き上げ

（施行期日：令和4年度中の見込み）

【第一種事業】※規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業
1万kW以上 → **5万kW以上**

【第二種事業】※経済産業大臣が環境アセスを実施するか否かを個別に判定する事業
7,500kW以上1万kW未満 → **3万7,500kW以上5万kW未満**

※ 本県の環境アセス条例に定める規模要件（規則事項）についても上記改正を踏まえた改正を検討

2 本県条例の骨格イメージ

◆目的

- 事業者に対して、**計画段階での地元への十分な説明を求めるとともに、最終的には知事が事業認定**することにより、地元住民合意の下で、地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和のとれた再エネ導入を促進する。

◆地元住民への説明

- **事業計画の地元住民への説明を義務付け**、地元住民との合意形成を促す。

◆知事の認定

- 事業者が、再エネ発電事業を実施しようとするときは、事業計画を作成し、**工事着手前に知事の認定を受けなければならない。**
※ 事業者は、環境アセス等の関係法令による手続きは従来通り実施
- 経産省によるFIT（固定価格買取制度）認定においては関係法令（条例含む）の遵守が要件となっているため、本県条例による知事の認定がない場合、FIT認定取消しの要件となり得る。

◆対象となる発電施設等

- 種別：太陽光発電、風力発電など再生可能エネルギー全般
- 規模：電気事業法上の工事計画の事前届出の対象を踏まえ設定
- 区域：地球温暖化対策推進法による市町村の「促進区域」を含む

◆策定・施行時期

- 令和3年12月定例県議会提案を目指す。
- 政府の法令改正の動向を踏まえつつ、令和4年度中の早期施行を目指す。

3 検討の視点（論点）

①政府の動向等

- ・ 関係法令の改正等、政府の動向を踏まえた条例の考え方

②地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和

- ・ 地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和を図った再エネ発電施設建設の考え方

③知事の事業認定基準

- ・ 事業者が作成した事業計画を最終的に知事が認定する制度の創設
- ・ 対象とする発電施設の考え方
- ・ 認定基準の考え方

④地元住民への説明

- ・ 説明を義務付ける範囲、方法、時期
- ・ 地元住民との合意形成

4 策定までのスケジュール（案）

- ・ 令和3年7月2日 第1回検討委員会
※条例の策定、論点ごとの検討
- ・ 令和3年8月頃 第2回検討委員会
※条例骨子案について
- ・ 令和3年9月頃 市町村との意見交換会

（必要に応じて第3回検討委員会）

- ・ 令和3年10月頃 パブリックコメント（1ヶ月程度）
- ・ 令和3年12月 12月定例県議会へ条例案提案
- ・ 令和4年1月頃 説明会（事業者・市町村向け）
- ・ 令和4年4月～ 条例施行

【全体フローイメージ】

